

参 考 資 料

参 考 資 料 目 次

1. 平成 27 年度生活衛生課関係予算案等の状況・・・・・・・・・・資-1
2. 生活衛生関係営業者の資金繰り対策等（日本政策金融公庫出資金）・・・・資-4
3. 平成 27 年度生活衛生関係税制改正・・・・・・・・・・資-5
4. 生活衛生関係営業の振興指針の改定について・・・・・・資-9
5. 生活衛生同業組合に関する情報提供と活用の推進について・・・・資-10
6. 標準営業約款制度の概要・・・・・・・・・・資-12
7. 建築物環境衛生対策関係資料・・・・・・・・・・資-14
8. 規制の簡素合理化に関する調査結果に基づく勧告（平成 26 年 10 月）等・・・・資-18
9. 生活衛生課所管表彰一覧・・・・・・・・・・資-25

平成27年度生活衛生関係予算案等の状況

予 算

27年度予算案 [26年度予算]

3,688百万円[2,980百万円]

1. 生活衛生関係営業対策事業費補助金 1,028百万円[1,000百万円]

中小零細の生活衛生関係営業者の営業の振興や発展を図るため、その組織基盤の強化を通じた衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化を図るとともに、本格的な高齢社会に向けて、生活衛生関係営業者が各事業者の特性を活かした生活支援等に係るサービスの実施を促進する。

㊦ 生活衛生関係営業好循環促進計画策定事業 27百万円

生活衛生関係営業を取り巻く構造的な悪循環から脱却し、業界を活性化し、持続的発展を後押しするため、生活衛生関係営業の強み・特殊性を活かした計画を策定し、生活衛生関係営業における好循環構造の定着・促進を図る。

2. 株式会社日本政策金融公庫補給金 2,181百万円[1,877百万円]

生活衛生関係営業の振興及び経営の安定を図るための、株式会社日本政策金融公庫における生活衛生資金貸付業務に対する補給金。

3. 被災した生活衛生関係営業業者への支援（復興庁一括計上） 448百万円[71百万円]

・ 生活衛生関係営業対策事業費補助金 36百万円[71百万円]

東日本大震災で被災した生活衛生関係営業者の自立支援、被災地の復興に資するため、経営相談、共同利用設備への支援等を実施する。

㊦ 株式会社日本政策金融公庫出資金 412百万円

株式会社日本政策金融公庫が東日本大震災復興特別貸付等の融資を行うために必要な財政支援を行う。

日本政策金融公庫融資（生活衛生資金貸付）

1. 貸付計画額

1, 150億円 [1, 150億円]

2. 貸付制度の改善

（1）福祉増進関連事業施設貸付の拡充

高齢者・障害者等が円滑に生活衛生関係営業施設を利用できるようにするため
に行う設備投資について金利の引下げ

（2）生活衛生関係営業者の資金繰り支援【平成26年度補正予算：3.03億円】

（株式会社日本政策金融公庫出資金）

○ 生活衛生関係営業の原材料・エネルギーコスト高対策

生活衛生関係営業セーフティネット貸付（経営環境変化資金）の金利の引下げ

○ 生活衛生関係営業の創業支援の充実

生活衛生関係営業新企業育成資金の創設（生活衛生資金貸付における創業関係
融資の統合及び女性・若者等の創業前又は創業後間もない者について金利の引下げ）

○ 生活衛生関係営業の女性活躍推進

女性・若者等の創業前又は創業後間もない者について金利の引下げ
女性の少額での創業について勤務要件等の緩和
子育て支援に取り組む者について金利の引下げ

○ 生活衛生関係営業の地方創生支援

Uターン等で創業前又は創業後間もない者について金利の引下げ

○ 生活衛生関係営業の耐震化支援

耐震改修資金に係る金利の引下げ特例措置の延長

税制改正

(※)：関係省庁と共同要望

1. 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長

〔法人税〕

生活衛生同業組合(出資組合に限る)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設の特別償却制度について、取得価額要件(100万円以上)を設定した上、その適用期限を2年延長する。

2. 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長 (※)

〔法人税、法人住民税、事業税〕

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例の適用期限を2年延長する。

3. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長 (※)

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、対象者から認定経営革新等支援機関等を除外し、対象設備の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

4. 個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設 (※)

〔相続税、贈与税〕

〈検討事項〉

個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人与異なり、対象とすべき事業用資産とそれ以外の資産の区分が明確でなく、それを客観的に区分することも困難であること、株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められている法人の事業承継とは異なること等の問題があることに留意し、既存の特例措置のあり方を含め総合的に検討する。

生活衛生関係営業者の資金繰り対策等 (株) 日本政策金融公庫への政府出資金

エネルギー価格の高止まり対策など地域における生活衛生関係営業の投資促進や基盤強化のため、(株)日本政策金融公庫の融資について、拡充を図る。

26年度補正予算：3.03億円

事業概要

○ 生活衛生関係営業の原材料・エネルギーコスト高対策

- ✓ 生活衛生セーフティネット貸付（経営環境変化資金）の金利の引下げ
（原材料・エネルギーコスト高の影響を受けている場合：基準利率より△0.2%、うち小規模事業者△0.4%、経営支援型：△0.4%）

○ 生活衛生関係営業の女性活躍推進、創業支援

- ✓ 女性・若者等の創業前又は創業後間もない者について金利の引下げ
（適用利率より△0.2%、女性・若者又はUターン等の場合△0.3%）
- ✓ 無担保融資に係る要件の緩和等
（女性の少額での創業について勤務要件等の撤廃、貸付期間の拡充等）
- ✓ 子育て支援に取り組む者への金利引下げ
（「くくるみんマーク」の認定を受けた事業者：基準利率より△0.65%等）

○ 生活衛生関係営業の地方創生支援

- ✓ 生活衛生関係営業新企業育成資金の創設
（女性、若者、シニア向けの創業資金：基準利率より△0.4%等）
- ✓ Uターン等で創業する者について金利引下げ（適用利率より△0.3%）（再掲）
- ✓ 耐震改修関連貸付制度の特例の継続（基準利率より△1.05%）

生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長（法人税）

大綱の概要

共同利用施設の特別償却制度について、取得価額要件（100万円以上）を設定した上で、その適用期限を2年延長する。

制度の概要

生活衛生同業組合等が、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく振興計画により、共同利用施設を設置した場合に取得価額の6%の特別償却ができる。

＜主な対象設備；例＞

- (1) 研修施設（美容・すし等）
- (2) クリーニングの共同工場
- (3) 共同配送設備

制度の必要性

- 生活衛生関係営業は国民生活と極めて密着し、かつ裾野の広い（全産業545万事業所のうち20.2%、全従業者5,584万人のうち12.2%）、我が国の地域経済の基盤となる産業であり、かつ、雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など、多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。
- 現在の生活衛生関係営業の業況判断DIは低調（▲29.1＝株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成26年1-3月期）で、経営状況は依然として厳しく、このような状況下において、小規模や事業体である同営業が、地域経済においてその役割を果たすためには、少子・高齢化、環境、節電、衛生水準の向上等の同営業を取り巻く課題に対して、共同で対応する必要性がますます高まっている。

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長

(法人税・法人住民税・事業税)

大綱の概要

公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例の適用期限を2年延長する。

制度の概要

出資組合である生活衛生同業組合等が、各事業年度において、一括評価金銭債権にかかる貸倒引当金の繰入限度額の計算について、その限度額が法定繰入率又は貸倒実績率の12%増とすることができる政策措置である。

制度の必要性

- 本税制措置により、貸倒リスクの軽減及び経営基盤の安定化が図られている。
- 生活衛生同業組合及び消費生活協同組合等の財政基盤は、十分な状況でなく、また、営利性のある事業を行っていないため余剰金が発生しにくいことから、引き続き租税特別措置法の本特例措置を適用することによって、貸倒発生年の収支の悪化を少しでも緩和し、組合の信用力の低下を防ぐ必要があるため、延長を要望する。

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除の延長

(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

大綱の概要

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、所要の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

改正概要

【適用期間：2年間（平成28年度末まで）】

○本税制は商業・サービス業を営む中小企業等が経営改善設備（※1）を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除（※2）ができるものであり、その適用期限を2年延長する。

（※1） 経営革新等支援機関等（商工会議所等）による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備をいう。

- 1台30万円以上の器具・備品（ショーケース、看板、レジスター等）
- 1台60万円以上の建物附属設備（空調施設、店舗内装等）

（※2） 税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業者等に限る。

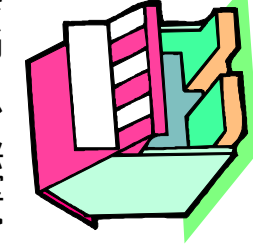
【本税制のイメージ図】

【活性化に資する設備の例】

・店舗内のイメージアップ、集客力の拡大



中小商業・サービス業



経営改善指導等に基づく
設備投資

相談

経営改善指導等

経営改善指導等を行う機関

都道府県中小企業団体中央会
商工会議所
商工会
都道府県生活衛生営業指導センター
各生活衛生同業組合 等

税制措置

（特別償却30%又は税額控除7%）

* 本税制の対象者から認定経営革新等支援機関等を除外し、また、一部の対象設備については、消費税率引上げ対策と関係がないものを除外するなど、所要の見直しを行う。

大綱の概要

個人事業者の事業承継等に係る税制上の措置については、既存の特例措置のあり方を含め総合的に検討する。

我が国における規模・形態別の事業者数

	事業者数	割合
個人事業者	2, 175, 262	56. 3%
小規模企業	1, 277, 893	33. 1%
中規模企業	400, 056	10. 4%
大企業	10, 319	0. 3%

(出典)総務省・経済産業省「平成24年経済センサス・活動調査」再編加工
(備考)非一斉産業の企業ベースで集計。中小企業については、中小企業基本法の定義に照らして、「小規模企業」(製造業その他の業種は従業員20人以下、商業・サービス業は従業員5人以下)と、小規模企業以外を「中規模企業」と区分して集計。

個人事業者が雇用している割合

	三大都市圏	三大都市圏以外
常時雇用	5. 8%	11. 1%
従業員全体	9. 9%	19. 0%

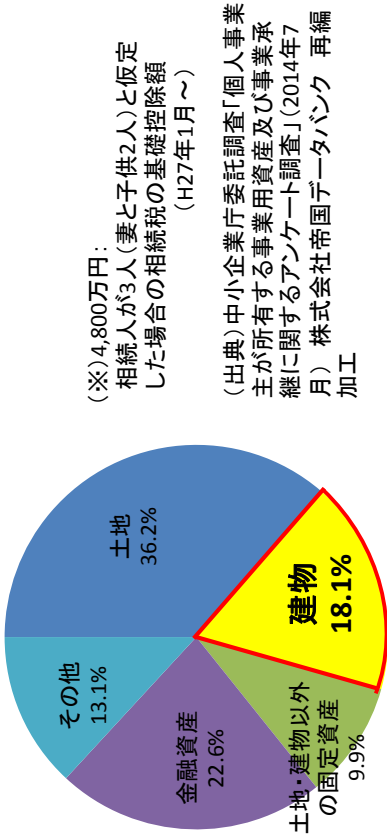
(出典)平成24年度経済センサス活動調査
(備考)三大都市圏：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県

平成27年度税制改正大綱

○個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人と異なり、対象とすべき事業用資産とそれ以外の資産の区分が明確でなく、それを客観的に区分することも困難であること、株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められている法人の事業承継とは異なること等の問題があることに留意し、既存の特例措置のあり方を含め総合的に検討する。

○小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

純資産4,800万円(※)超の個人事業者が所有する事業用資産の構成



(※)4,800万円：
相続人が3人(妻と子供2人)と仮定
した場合の相続税の基礎控除額
(H27年1月～)

(出典)中小企業庁委託調査「個人事業
主が所有する事業用資産及び事業承
継に関するアンケート調査」(2014年7
月) 株式会社帝国データバンク 再編
加工

個人事業者の例

A事業者(製麺所)：

7人の従業員で事
業を展開。製麺機、ボイル機、工場
等の設備を保有。

B事業者(畳業)：

3人の従業員を抱え、長崎県で事
業を展開。畳張り替え用機械、工場
等の設備を保有。

生活衛生関係営業の振興指針の改定について

振興指針は、生活衛生関係営業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資することを目的として、業種毎に設定されるものであり、5年毎に、厚生科学審議会（生活衛生適正化分科会）の意見を聴いて改定。

平成25年度
改定

○理容業
○美容業
○ケリーニング業
○飲食店業（すし）
○興行場業

平成26年度
改定

○飲食店業（めん類）
○旅館業
○浴場業

改定方針

★連続性の強化、戦略性の強化、役割の明確化の観点から改定
★地域コミュニティの再生・強化、東日本大震災への対応等を重点事項に追加
◎業界の強み、弱み、内部環境、外部環境を整理
◎価格以外の競争軸の創出（付加価値、独自性、専門性、地域密着等）

平成27年度
改定
（予定）

○食肉販売業
○氷雪販売業

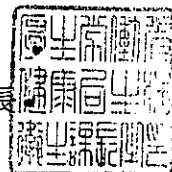
健衛発 0710 第1号
平成26年7月10日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長



生活衛生同業組合活動推進月間の実施に向けて

生活衛生同業組合については、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下「生衛法」という。）に基づき生活衛生関係営業の業種ごとに設立された、衛生水準の向上等を使命とする同業者の組織であり、そのネットワークは衛生行政の推進のための重要な社会基盤となっていますが、生衛法の制定後50年以上が経過する中で、生活衛生同業組合に対する意識の希薄化や組織基盤の脆弱化も否めない状況にあります。

こうした中、生活衛生同業組合については、「新規に開設等する生活衛生関係営業者に対する生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に係る情報提供について」（平成23年7月26日健衛発0726第1号）、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく生活衛生同業組合の活用と理容師法等の衛生関係法令に基づく立入検査等の適切な実施について」（平成24年7月31日健衛発0731第1号）及び「生活衛生同業組合に関する情報提供と活用の推進について」（平成25年7月31日健衛発0731第1号）等において、3か年にわたり通知を発出し、生活衛生同業組合の活動に関してご協力をお願いしているところです。

昨年の通知においてもお示したとおり、生活衛生同業組合の活動の推進等の機運を全国的に高めていくための方策に関して検討を進めてきたところですが、今般、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会において、本年から11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」（以下「月間」という。）と定め、関係機関や関係団体の連携のもとに、生活衛生同業組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組を重点的に展開していくこととなりました。

月間については、①衛生遵守に関する自主点検活動等の衛生活動の推進、②生活衛生同業組合に関する周知広報の推進、③生活衛生同業組合によるネットワークの拡充、④後継者・若手人材の育成、若手による組合活動の活性化、⑤

営業者、消費者、行政等の関係機関の連携・対話の推進の 5 項目を重点活動項目としており、衛生行政の推進にも資するものと考えています。

現在、月間の実施に向けて、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会、生活衛生同業組合連合会や全国生活衛生営業指導センターにおいて検討・準備が進められているところであり、今後、厚生労働省としても月間について後援等の協力を行っていきたいと考えております。

つきましては、行政、関係機関、関係団体等の連携・協力のもとに、月間の活動の推進が図られるよう、各都道府県等におかれても、今後、生活衛生同業組合から依頼があれば、月間について後援等のご協力方よろしくお願いします。

また、これまでも通知等でお願いしているとおり、各種申請や届出、研修会等の様々な機会をとらえ、管下の事業者に対し、生活衛生同業組合に関する情報提供を行うとともに、衛生情報の周知等に関する生活衛生同業組合の活用に関して配慮をよろしくお願いします。

標準営業約款制度の概要

安全・安心を約束
する3つのS

安全
Safety

清潔
Sanitation

安心
Standard

Sマーク



1 目的

標準営業約款制度「Sマーク」は、消費者が、理容業、美容業、クリーニング業、めん類・一般飲食店営業が提供するサービスや技術を利用する際の安全・安心の目印で、3つのS (Safety: 安全であること、Sanitation: 清潔であること、Standard: 安心であること)を約束しています。

2 設定

標準営業約款は、厚生労働大臣が指定する業種について、全国生活衛生営業指導センターが、厚生労働大臣の許可を受けて設定する。

- | | | |
|--------------------------|----------------------------------|----------|
| ○クリーニング業(昭和58年3月26日認可) | 3,433店舗(クリーニング所3,132店舗・取次店301店舗) | |
| ○理容業(昭和59年10月18日認可) | 37,772店舗 | 17,911店舗 |
| ○めん類飲食店営業(平成16年11月30日認可) | 314店舗 | 348店舗 |
- (注)現在、5業種で設定。店舗数は、平成23年3月末現在。

3 内容

- ① 役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項
- ② 施設又は設備の表示の適正化に関する事項
- ③ 損害賠償の実施の確保に関する事項

4 登録等

- ① 営業者は標準営業約款に従って営業を行おうとする時は、都道府県生活衛生営業指導センターに登録する。
- ② 登録を受けた業者は、全国生活衛生営業指導センターが定めた様式の標識及び標準営業約款の要旨を掲示する。
- ③ 登録期間は3年となり、再登録することになる。
なお、登録業者が引き続き、登録を継続する場合の有効期限は、5年となっている。

5 融資上の恩恵

振興事業貸付の運転資金の利率は基準金利であるが、標準営業約款登録営業者は特別利率②が適用される。

生活衛生同業組合活動推進月間及び標準営業約款の広報状況について



あしたの暮らしをわかりやすく

政府広報オンライン

ここに検索語を入力

検索



RSSを購読する

English

あ

| あ

閲覧支援



■ 月間・週間

平成26年11月の行事概要

月間・今月から

標準営業約款普及登録促進月間

▶ 11月1日～30日

標準営業約款制度「Sマーク」は、消費者の皆さんが、理容業、美容業、クリーニング、めん類・一般飲食店営業が提供するサービスや技術を利用する際の安全・安心の目印で、3つのS（Safety:安全であること、Standard:安心であること、Sanitation:清潔であること）を約束しています。また、11月を「標準営業約款普及登録促進月間」と定め、同制度の周知や登録の推進を図っています。

[関連ホームページ](#) [（公財）全国生活衛生営業指導センター](#)

生活衛生同業組合活動推進月間

▶ 11月1日～30日

理容、美容、クリーニングや飲食店など、国民の皆様にもっとも身近で、生活に欠かすことのできないサービスを提供している生活衛生関係営業者は、業種ごとに組合を組織して、日々、衛生水準の向上等のための活動を続けています。こういった生衛組合の活動を改めて知っていただくため、毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、国民の皆様が安心・安全なサービスを提供するための活動を推進していきます。

生活衛生同業組合活動推進月間及び標準営業約款の広報の一貫として、
政府広報オンラインに掲載されています。